

# 吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に定める書面)

令和5年 2 月 1 3 日

株式会社TKC

令和5年2月13日

## 吸収合併に係る事前開示事項

当社は、令和5年2月10日付でTKC金融保証株式会社（以下、「TKC金融保証」）との間で締結した吸収合併契約に基づき、令和5年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、TKC金融保証を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本合併」といいます。）を行うことといたしました。

本合併に関する事項は、下記のとおりです。

### 記

#### 1. 吸収合併契約の内容（会社法第794条第1項）

令和5年2月10日付で当社とTKC金融保証が締結した吸収合併契約書は、別紙1のとおりです。

#### 2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第191条第1号）

別紙2のとおりです。

#### 3. 吸収合併消滅会社の新株予約権の定めに関する事項（会社法施行規則第191条第2号）

該当事項はありません。

#### 4. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第191条第3号及び第5号）

##### (1) 吸収合併存続会社

当社においては、最終事業年度末日以降、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

##### (2) 吸収合併消滅会社

##### ① 最終事業年度に係る計算書類等の内容

TKC金融保証の最終事業年度（令和3年10月1日から令和4年9月30日）に係る計算書類等は、別紙3のとおりです。

##### ② 最終事業年度末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

##### ③ 最終事業年度末日後の日に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

#### 5. 債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第191条第6号）

本合併後の当社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、本合併後の当社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。

本合併後における当社の債務について履行の見込みがあると判断いたします。

6. 事前開示の開始日以降、効力が生ずる日までの間に上記事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項（会社法施行規則第191条第7号）

変更がありましたら、ただちに開示いたします。

以上

**別紙 1**  
**吸収合併契約書**



## 合併契約書

株式会社TKC（以下「甲」という。）及びTKC金融保証株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### （合併の方法）

第1条 甲及び乙は、本契約に従い、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社として合併を行う（以下「本合併」という。）。

### （合併をする会社の商号及び住所）

第2条 甲（吸収合併存続会社）

商号：株式会社TKC

住所：栃木県宇都宮市鶴田町1758番地

乙（吸収合併消滅会社）

商号：TKC金融保証株式会社

住所：東京都新宿区揚場町1番21号 飯田橋升本ビル

### （合併に際して交付する金銭等及び割当に関する事項）

第3条 甲は、本合併に際して、本合併の効力が生ずる直前の時点における乙の株主（ただし、甲及び乙を除く。以下「割当対象株主」という。）に対して、その有する乙の株式に代わる金銭等として、甲の株式を、割当対象株主が所有する乙の株式1株につき、甲の株式0.37株の割合をもって交付する。

### （甲の資本金及び準備金の額）

第4条 本合併に際し、甲の資本金、資本準備金及び利益準備金は増加しない。

### （合併の効力発生日）

第5条 本合併の効力発生日（以下、「合併期日」という。）は、令和5年4月1日とする。ただし、本合併手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

### （株主総会の開催）

第6条 甲 会社法796条第2項に基づいて省略

乙 会社法783条第1項に基づいて開催

乙は、合併期日の前日までに、本契約を承認する株主総会決議を経なければならない。

(会社財産の承継)

第7条 甲は、合併期日において、合併期日の前日における乙の全ての資産及び負債並びに権利義務の一切を承継する。なお、乙は、本合併契約締結の日から合併期日の前日に至るまでの間に生じた資産又は負債の変動については、計算書類を添付して、その内容を甲に明示しなければならないものとする。

(会社財産の管理等)

第8条 甲及び乙は、本契約締結の日から合併期日までの間、善良なる管理者としての注意をもって、それぞれの業務の執行並びに一切の財産の管理及び運営を行う。また、甲及び乙は、本契約に別段の定めがある場合を除き、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め協議し合意の上、これを行う。

(解除条件)

第9条 本契約は、本合併の効力発生日の前日までに、乙の株主総会の承認が得られなかった場合は、当然にその効力を失う。

(合併条件の変更及び本契約の解除)

第10条 本契約締結後、合併期日までの間において、天災地変その他の事由により、甲及び乙の資産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じたとき、又はその他本合併の実行に重大な支障となる事態が生じたときは、協議の上、本合併の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

(秘密保持)

第11条 甲及び乙は、本合併に関し、本契約の内容、本合併に係る協議・交渉経緯・内容及び相手方から開示される一切の情報（次の各号に掲げる情報を除き、以下「秘密情報」と総称する。）につき、相手方の書面による事前の承諾なく、弁護士、司法書士、公認会計士、税理士及び財務アドバイザー以外の第三者に開示又は漏洩してはならず、本合併の検討以外の目的で使用してはならない。但し、法令若しくは金融商品取引所の規則又は裁判所の決定に基づき開示を要求される場合には、必要最小限の範囲で開示することができる。

- (1) 受領した時点で公知であった情報又は受領後に受領者の責めに帰すべき事由によることなく公知となった情報
- (2) 受領した時点で、受領者がすでに保有していた情報
- (3) 受領者が別途正当な権原を有する第三者から適法にかつ守秘義務を負わずに取得した情報
- (4) 受領者が秘密情報によらずに独自に取得した情報

(合意管轄)

第12条 本契約に関する訴えは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

2. 本契約の成立及び効力並びに本契約に関して発生する問題の解釈及び履行等については、日本国の法令に準拠する。

(協議事項)

第13条 本契約に定める事項のほか、本契約に定めのない事項その他本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲がその原本を保有し、乙がその写しを保有する。

令和5年2月10日

甲（吸収合併存続会社）

栃木県宇都宮市鶴田町1758番地

株式会社TKC

代表取締役社長 飯塚 真規



乙（吸収合併消滅会社）

東京都新宿区揚場町1番21号 飯田橋升本ビル

TKC金融保証株式会社

代表取締役社長 新池 時彦



## 別紙 2

### 合併対価の相当性に関する事項



## 1. 本合併に係る割当ての内容等

	当社 (吸収合併存続会社)	T K C 金融保証 (吸収合併消滅会社)
本合併に係る割当比率	1	0.37

(注) 1. 当社は、合併効力発生日前日の T K C 金融保証の株主名簿に記載又は記録された株主に、その所有する普通株式 1 株に対して、当社の普通株式 0.37 株を割当て交付いたします。ただし、当社保有の T K C 金融保証普通株式（令和 4 年 9 月 3 0 日現在 200,000 株）及び T K C 金融保証保有の自己株式（令和 4 年 9 月 3 0 日現在 16,500 株）に対しては、本合併による株式の交付は行いません。

2. 本合併により割り当てる当社の普通株式の総数は 20,000 株（予定）であり、当社が保有する自己株式を以て割当てを行うため、新規に発行する株式はありません。

## 2. 本合併に係る割当ての内容の算定根拠

### (1) 割当ての内容の根拠及び理由

令和 4 年 2 月頃より、両社は令和 5 年 3 月を目処に本合併を行うことに向け、協議・検討を進めてまいりました。当社及び T K C 金融保証は、「1. 本合併に係る割当ての内容等」に記載の本合併比率の決定にあたっては、公平性・妥当性を確保するため、当社及び T K C 金融保証から独立した第三者算定機関に合併比率の算定を依頼することとし、ビバルコ・ジャパン株式会社（以下、「B V C J」）を第三者算定機関として選定いたしました。

当社及び T K C 金融保証は、第三者算定機関から提出を受けた合併比率の分析結果及び助言を慎重に検討し、また、各社において両社の財務状況、業績動向、株価動向、T K C 金融保証の将来の業績見通し、当社グループの企業価値向上に向けた各セグメントへのリソース投下に対する費用対効果等様々な要素を勘案し、これらを踏まえ両社間で真摯に交渉・協議を行いました。その結果、両社は、上記「1. 本合併に係る割当ての内容等」の合併比率は妥当であり、それぞれの株主様の利益に資するものであると判断し、合意・決定しました。なお、合併比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上、変更することがあります。

### (2) 算定に関する事項

#### ① 算定機関の名称並びに上場会社及び相手会社との関係

当社は、当社及び T K C 金融保証から独立した第三者算定機関である B V C J を選定し、令和 5 年 2 月 9 日付で、合併比率に関する算定書を取得しました。なお、B V C J は、当社及び T K C 金融保証の関連当事者には該当せず、当社及び T K C 金融保証との間で重要な利害関係を有していません。

#### ② 算定の概要

B V C J は、合併比率の算定にあたる株式価値の算定方法として、上場会社である当社は市場株価法を採用し、令和 5 年 2 月 8 日を算定基準日として、東京証券取引所プライ

ム市場における令和5年2月8日の普通取引の終値、令和5年2月8日より直近1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における普通取引の終値の単純平均値を比較し算定しております。一方、TKC金融保証については非上場会社であることを勘案し、ディスカунテッド・キャッシュフロー法(以下「DCF法」と類似会社比較法の平均値により算定しております。これはTKC金融保証の株式評価がDCF法で評価すると高く、類似会社比較法で評価すると低くなるためでありましたが、DCF法ではTKC金融保証の保有する現預金が評価額に反映される一方、類似会社比較では予想利益が低水準であることに拠っています。

以上の結果、当社及びTKC金融保証の1株当たりの株式価値の範囲は次のとおりです。

【当社】

評価方法	1株当たりの株式価値
市場株価法	3,545円～3,680円

【TKC金融保証】

評価方法	1株当たりの株式価値
DCF法	2,050円～2,506円
類似会社比較法	385円～403円
DCF法と類似会社比較法の平均	1,218円～1,454円

以上のBVCJによる当社及びTKC金融保証の1株当たりの株式価値の算定の結果、当社株式1株当たりの株式価値を1とした場合の合併比率の算定結果は、以下のとおりとなります。

当社 (吸収合併存続会社)	TKC金融保証株式会社 (吸収合併消滅会社)	合併比率の算定レンジ
市場株価法	DCF法	0.56～0.71
市場株価法	類似会社比較法	0.105～0.114
市場株価法	DCF法と類似会社比較法の平均	0.33～0.41

(3) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社の普通株式は東京証券取引所プライム市場に上場しており、本合併後も継続して上場を維持する予定です。

(4) 公正性を担保するための措置

本合併に際して交付される当社の普通株式数を決定するにあたり、その公正性及び妥当性を確保するため、当社及びTKC金融保証から独立した第三者算定機関として、BVCJを選定し、当社株式及びTKC金融保証株式に係る株式価値算定を依頼いたしました。なお、当社及びTKC金融保証は、BVCJから本合併における交換対価の公正性に関する意見(いわゆる「フェアネス・オピニオン」)は取得していません。

(5) 利益相反を回避するための措置

本合併は、親会社である当社と子会社であるTKC金融保証が合併するものであり、利

益相反が存在することから、当社は、本合併に関し、利益相反を回避するための措置として、以下の措置を実施しております。

**【利害関係を有する取締役及び監査役を除く取締役及び監査役全員の承認】**

当社の取締役会では、全ての取締役の全員一致で、本合併の合意に関する決議を行いました。また、上記の取締役会には、当社の全ての監査役が参加し、いずれも本決議に異議がない旨の意見を述べております。

## **別紙 3**

# **TKC金融保証株式会社の 最終事業年度に係る計算書類等**

貸 借 対 照 表

(令和4年9月30日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	円	(負債の部)	円
流 動 資 産	557,435,046	流 動 負 債	19,490,642
現金及び預金	547,941,736	未 払 金	8,383,596
営業未収入金	6,014,545	未 払 費 用	1,615,863
営業貸付金	21,086,810	未払法人税等	4,704,800
リース投資資産	1,267,525	未払消費税等	448,300
前 払 費 用	431,987	前 受 収 益	77,097
そ の 他	4,658	預 り 金	82,199
貸倒引当金	△ 19,312,215	賞与引当金	1,280,000
固 定 資 産	55,595,284	債務保証損失引当金	2,898,787
有形固定資産	2,770,517	固 定 負 債	2,900,000
建 物	2,370,023	役員退職慰労引当金	2,900,000
器具及び備品	400,494	負 債 合 計	22,390,642
無形固定資産	795,500	(純資産の部)	
電話加入権	795,500	株 主 資 本	590,612,488
投資その他の資産	52,029,267	資 本 金	100,000,000
投資有価証券	2,187,200	資 本 剰 余 金	35,250,000
出 資 金	49,000,000	その他資本剰余金	35,250,000
差入保証金	842,067	利 益 剰 余 金	463,612,488
長期求償債権	223,355	利 益 準 備 金	143,976,500
貸倒引当金	△ 223,355	その他利益剰余金	319,635,988
		繰越利益剰余金	319,635,988
		自 己 株 式	△ 8,250,000
		評価・換算差額等	27,200
		その他有価証券評価差額金	27,200
		純 資 産 合 計	590,639,688
資 産 合 計	613,030,330	負 債 及 び 純 資 産 合 計	613,030,330

# 損 益 計 算 書

〔 令和3年10月1日から  
令和4年9月30日まで 〕

科 目	金 額
営 業 収 益	59,265,457 円
受 取 保 証 料	85,296
受 取 手 数 料	45,701,135
貸 付 金 利 息	189,799
リ ー ス 料 収 入	13,289,227
営 業 費 用	58,837,079
営 業 費 及 び 一 般 管 理 費	58,837,079
営 業 利 益	428,378
営 業 外 収 益	1,745,075
受 取 利 息	1,181,127
受 取 配 当 金	89,600
雑 収 入	474,348
経 常 利 益	2,173,453
特 別 利 益	25,376,936
リ ー ス 債 権 譲 渡 益	25,376,936
特 別 損 失	2,964,543
固 定 資 産 除 却 損	264,543
役 員 退 職 慰 労 金 繰 入 額	2,700,000
税 引 前 当 期 純 利 益	24,585,846
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	5,303,783
当 期 純 利 益	19,282,063

# 株主資本等変動計算書

(令和3年10月1日から令和4年9月30日まで)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	円 100,000,000	円 35,250,000	円 143,976,500	円 300,353,925	円 444,330,425
当期変動額					
当期純利益				19,282,063	19,282,063
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計				19,282,063	19,282,063
当期末残高	100,000,000	35,250,000	143,976,500	319,635,988	463,612,488

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・ 換算差額等 合計	
当期首残高	円 △ 8,250,000	円 571,330,425	円 318,400	円 318,400	円 571,648,825
当期変動額					
当期純利益		19,282,063			19,282,063
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)			△ 291,200	△ 291,200	△ 291,200
当期変動額合計		19,282,063	△ 291,200	△ 291,200	18,990,863
当期末残高	△ 8,250,000	590,612,488	27,200	27,200	590,639,688

## 個 別 注 記 表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法は、時価のあるものについては、決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。
- (2) 有形固定資産の減価償却の方法は、建物については定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）、器具及び備品については定額法によっております。なお、耐用年数は次のとおりであります。
- |        |     |
|--------|-----|
| 建物     | 15年 |
| 器具及び備品 | 15年 |
- (3) 貸倒引当金は債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (4) 賞与引当金は、従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
- (5) 債務保証損失引当金は、保証債務から生じる損失に備えるため、損失見込額を計上しております。
- (6) 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (7) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準については、売上高を計上せず利息相当額を各期へ配分する方法によっております。
- (8) 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

### 2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

建物	5,233,373円
器具及び備品	533,506円
合 計	5,766,879円

- (2) 当期末の保証債務残高は、次のとおりであります。

融資保証業務にかかわるもの	4,034,400円
債務保証損失引当金	△ 2,898,787円
合 計	1,135,613円



(3) 関係会社に対する金銭債務は、次のとおりであります。

未払金	15,455 円
-----	----------

### 3. 損益計算書に関する注記

関係会社に対する取引高は、次のとおりであります。

営業取引	298,350 円
------	-----------

### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度末における発行済株式の数は 270,500 株であります。
- (2) 当事業年度末における自己株式保有は 16,500 株であります。
- (3) 当事業年度中に剰余金の配当は行っておりません。
- (4) 当事業年度末を基準とする剰余金の配当は、将来とも T K C 会員事務所並びに関与先の存続・発展に資するサービスを展開するための原資として内部留保しておきたく、株主の皆さまには誠に申し訳なく存じますが、見送らせていただきたいと存じます。

### 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりであります。

(繰延税金資産)

貸倒引当金	4,498,577 円
役員退職慰労引当金	641,730 円
賞与引当金	273,536 円
その他	<u>1,421,474 円</u>
繰延税金資産小計	6,835,317 円
評価性引当額	<u>△ 6,835,317 円</u>
繰延税金資産合計	<u>0 円</u>
繰延税金資産の純額	<u>0 円</u>

### 6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金及び安全性の高い金融資産に限定し、資金調達については銀行等金融機関からの借入によっております。

営業債権である営業未収入金、営業貸付金及びリース投資資産は、顧客の債務不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。与信管理上の手続き及び取扱基準を定め、顧客毎の期日管理及び残高管理を定期的に行い、

リスク低減を行っております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和4年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	547,941,736	547,941,736	—
(2) 営業未収入金	6,014,545	6,014,545	—
(3) 営業貸付金	21,086,810		
貸倒引当金 (※1)	△17,280,332		
	3,806,478	3,806,478	—
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	2,187,200	2,187,200	—
(5) リース投資資産	1,267,525	1,270,264	2,739
貸倒引当金 (※2)	△2,380	△2,380	—
	1,265,145	1,267,884	2,739
資産計	561,215,104	561,217,843	2,739
(6) 未払金	8,383,596	8,383,596	—
負債計	8,383,596	8,383,596	—

(※) 1. 営業貸付金に計上している一般及び個別貸倒引当金を控除しております。

2. リース投資資産に計上している一般貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 営業未収入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 営業貸付金

営業貸付金は変動金利による貸付であり、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、貸倒懸念債権及び破産更生債権については見積キャッシュ・フローまたは担保による回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から貸倒見積額を控除した金額に近似していることから当該価額を時

価としております。

(4) 投資有価証券

その他有価証券の株式の時価は取引所の価格によっております。なお、当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(5) リース投資資産

リース投資資産は、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率を用いて時価を算定しております。

負債

(6) 未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：円)

	1年内	1年超5年内	5年超10年内	10年超
現金及び預金	547,941,736	—	—	—
営業未収入金	6,014,545	—	—	—
営業貸付金	5,618,022	11,058,356	4,410,432	—
リース投資資産	600,723	666,802	—	—
資産計	560,175,026	11,725,158	4,410,432	—

7. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

8. 持分法損益等に関する注記

該当事項はありません。

9. 関連当事者との取引に関する注記

親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	㈱TKC	栃木県 宇都宮市	5,700	情報 通信業	(被所有) 直接78.7%	役員 の兼任	賃貸 契約	298	未払金	15

(注) 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等は含まれております。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額は2,325円35銭、1株当たり当期純利益は75円91銭であります。なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。

(注1) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

貸借対照表の純資産の部の合計額	590,639,688円
普通株式に係る純資産額	590,639,688円
普通株式の発行済株式数	270,500株
普通株式の自己株式数	16,500株
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式数	254,000株

(注2) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

損益計算書上の当期純利益	19,282,063円
普通株式に係る当期純利益	19,282,063円
普通株式（自己株式を除く）の期中平均株式数	254,000株

## 11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 12. 追加情報

該当事項はありません。